

障害者福祉のしおり



この「しおり」は、障害のある方が利用できる主な福祉制度の内容や利用方法について、概要をまとめたものです。

平成25年4月



茨城県

< 目 次 >

I 障害者手帳

1 障害者手帳について	1
-------------	---

II 医療費の助成

1 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）	5
2 医療福祉制度（マル福・重度心身障害者等医療費助成制度）	6

III 各種手当・共済・生活保護

1 特別児童扶養手当	7
2 特別障害者手当・障害児福祉手当	7
3 在宅障害児福祉手当	8
4 心身障害者扶養共済制度	8
5 生活保護制度	9

IV 地域での生活の支援について

1 日常生活用具の給付・貸与	10
2 補装具の購入・修理費の給付	10
3 障害福祉サービス事業	11

< 訪問系サービス >

- ①居宅介護（ホームヘルプ）
- ②重度訪問介護
- ③同行援護
- ④行動援護
- ⑤重度障害者等包括支援

< 日中活動系サービス >

- ①生活介護
- ②自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- ③就労移行支援
- ④就労継続支援（A型・B型）
- ⑤療養介護
- ⑥短期入所（ショートステイ）

< 居住系サービス >

- ①共同生活介護（ケアホーム）

- ②共同生活援助（グループホーム）
- ③施設入所支援

<相談支援>

- 相談支援

4	地域生活支援事業	13
	(1) 市町村の事業	
	①相談支援事業	
	②コミュニケーション支援事業	
	③日常生活用具給付等事業	
	④移動支援事業	
	⑤地域活動支援センター	
	⑥その他の事業	
	(2) 県の事業	
	①専門性の高い相談支援事業	
	②広域的な支援事業	
	③その他の事業	

V 年金、税の減免、各種割引制度

1	障害年金（障害基礎年金・障害厚生年金）	15
2	特別障害給付金制度	16
3	税の減免等	16
	①所得税・住民税の障害者控除，利子等の非課税	
	②相続税の控除	
	③自動車税・自動車取得税・軽自動車税の減免	
4	公共交通機関・県立施設入館料等の割引	18
	①県立施設・国立施設等の入場料等の減免	
	②JR鉄道運賃の割引	
	③バス運賃の割引	
	④国内航空路線運賃の割引	
	⑤有料道路通行料金の割引	
	⑥タクシー料金の割引	
	⑦大洗カーフェリー料金の割引	
	⑧NHK放送受信料の減免	
	⑨携帯電話使用料の減免	

- ⑩青い鳥郵便葉書の無償配布
- ⑪N T Tの無料番号案内（ふれあい案内）

VI その他

その他サービス，各種相談窓口 2 1

<交通関係>

- ①駐車禁止除外指定車標章の交付
- ②いばらき身障者等用駐車場利用証制度
- ③福祉バス

<職業関係>

- ①公共職業安定所（ハローワーク）
- ②茨城障害者職業センター
- ③障害者就業・生活支援センター
- ④茨城県障害者 I Tサポートセンター

<生活・その他相談先>

- ①障害者なんでも相談室
 - ②生活福祉資金の貸付
 - ③身体障害者補助犬の給付
 - ④ストマ用装具（蓄便袋，蓄尿袋）の支給
 - ⑤身体の不自由な方々のための結婚相談
 - ⑥茨城県難病相談・支援センター
 - ⑦障害者歯科治療センター
 - ⑧福祉相談センター
 - ⑨児童相談所
 - ⑩保健所
 - ⑪精神保健福祉センター
 - ⑫ひきこもり相談支援センター
 - ⑬発達障害者支援センター
 - ⑭茨城県母子保健センター
 - ⑮県立リハビリテーションセンター
 - ⑯県立聴覚障害者福祉センターやすらぎ
 - ⑰県立視覚障害者福祉センター・点字図書館
 - ⑱法テラス
 - ⑲成年後見センター
- 各市町村連絡先

I 障害者手帳

1 障害者手帳について

障害者手帳には「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」の3種類があります。

◆身体障害者手帳◆

身体に障害のある方の所持する手帳です。各種サービス、支援を受けるために必要となります。

- ・障害の程度によって、1級から6級までの等級と、第1種、第2種の種別があり、等級や種別により受けられるサービスの内容が異なります。

【交付の対象となる方】

身体に以下の障害をお持ちの方。

- 視覚
- 聴覚・平衡機能
- 音声・言語・そしゃく機能
- 肢体不自由（上肢，下肢，体幹，脳原性運動機能）
- 内部（心臓，じん臓，呼吸器，ぼうこう又は直腸，小腸，肝臓，免疫）

【申請方法】

- 窓 口・・・お住まいの市町村（障害福祉担当課）→p 28

○提出書類

- ①身体障害者手帳交付申請書
- ②身体障害者診断書・意見書（指定医師の作成したもの）
- ③写真（縦4cm×横3cm）2枚

※障害の程度が変わったとき（重度化又は軽度化）は、診断書を添えて再交付申請の手続きをして下さい。

また、手帳交付時に指定された再認定の時期が到来したときは、指定された期日までに診断書を提出してください。詳しくはお住まいの市町村でご確認ください。

◆療育（りょういく）手帳◆

知的障害により日常生活や社会生活において制約のある方に、いろいろな支援を受けやすくするために交付しています。

- ・障害の程度によって，㊤（最重度），A（重度），B（中度），C（軽度）の4段階と，第1種，第2種の種別があり，その程度や種別により受けられるサービスの内容が異なります。

【交付の対象となる方】

県福祉相談センター（18歳以上）又は児童相談所（18歳未満）において，知的障害の判定を受けた方。

【申請方法】

手帳の交付を受けようとする方の年齢により，手続き方法が異なります。それぞれ下記の機関に電話で予約のうえ，判定を受けてください。

（18歳以上の方）

福祉相談センター（水戸市水府町 864-16） ☎ 0 2 9 （ 2 2 1 ） 4 1 5 0

（18歳未満の方）

お住まいの市町村を管轄する各児童相談所

- ・中央児童相談所（水戸市水府町 864-16） ☎ 0 2 9 （ 2 2 1 ） 4 1 5 0
管轄市町村：水戸市，笠間市，ひたちなか市，常陸大宮市，那珂市，小美玉市，茨城町，大洗町，城里町，東海村，大子町
- ・中央児童相談所日立児童分室（日立市弁天町 3-4-7） ☎ 0 2 9 4 （ 2 2 ） 0 2 9 4
管轄市町村：日立市，常陸太田市，高萩市，北茨城市
- ・中央児童相談所鹿行児童分室（鉾田市鉾田 1367-3） ☎ 0 2 9 1 （ 3 3 ） 4 1 1 9
管轄市町村：鹿嶋市，潮来市，神栖市，行方市，鉾田市
- ・土浦児童相談所（土浦市下高津 3-14-5） ☎ 0 2 9 （ 8 2 1 ） 4 5 9 5
管轄市町村：土浦市，石岡市，龍ヶ崎市，取手市，牛久市，つくば市，守谷市，稲敷市，かすみがうら市，つくばみらい市，美浦村，阿見町，河内町，利根町

- ・筑西児童相談所（筑西市二木成 615）☎0296（24）1614
管轄市町村：古河市，結城市，下妻市，常総市，筑西市，坂東市，桜川市，
八千代町，五霞町，境町

【再判定について】

療育手帳の「次の判定年月」欄には，再判定時期が記載されています。再判定時期の半年～2ヶ月前になりましたら，福祉相談センター又は各児童相談所で再判定を受けてください。（再判定時期の前であっても，障害程度に変化があると思われる場合は，再判定を受けることが可能ですのでご相談ください。）

◆精神障害者保健福祉手帳◆

精神障害者の自立と社会参加の促進を図るための，各種支援策を受けやすくするため交付しています。

- ・障害等級は重度のものから1・2・3級があります。
- ・有効期間は2年間です。更新手続き（新規申請の場合と同様）は有効期限の3か月前から可能です。

【交付の対象となる方】

精神障害のため長期（6か月以上）にわたり，日常生活または社会生活への制約がある方。発達障害，高次脳機能障害，てんかんの方もこの手帳の対象となります。

障害等級は，精神疾患の状態や日常及び社会生活上の障害程度から総合的に判定されます。

【申請方法】

- 申請窓口・・・お住まいの市町村（障害福祉担当課） → p 28

（手帳の判定は県の精神保健福祉センターで行います。）

判定内容のお問い合わせ先

精神保健福祉センター（水戸市笠原町993-2）☎029（243）2971

- 提出書類

必要書類の様式は各市町村（障害福祉担当課）で配布しています。

「①医師の診断書を提出する場合」と，「②障害年金等の証書を添えて申請する場合※」の2つの申請方法があります。

※精神の障害を理由に障害年金や特別障害給付金を受けている方は、診断書に代えて障害年金等の証書の写しを申請書に添えて、申請することができます。障害年金を受けている場合、手帳の等級は年金の障害等級と同程度になります。例：障害年金1級→手帳1級
手帳の1級及び2級は障害基礎年金の1級及び2級と同程度です。3級の範囲は障害厚生年金の3級よりも広がっています。

①医師の診断書を提出する場合

- ・障害者手帳交付申請書
- ・精神障害者保健福祉手帳用診断書（初診日から6ヶ月を経過した日以後のもの）
- ・写真（縦4cm×横3cm）1枚 1年以内に脱帽して上半身を写したものを。裏面に住所、氏名、生年月日を記載

②障害年金等の証書を添えて申請する場合

- ・障害者手帳交付申請書
- ・障害年金の証書の写し または 特別障害給付金資格者証の写し
- ・直近の年金振込通知書または年金支払通知書の写し
特別障害給付金受給者の方は特別障害給付金の振込通知書等の写し
- ・申請者本人の照会同意書（年金・給付金の支給内容確認のため必要）
- ・写真（縦4cm×横3cm）1枚 1年以内に脱帽して上半身を写したものを。裏面に住所、氏名、生年月日を記載

～手帳の交付を受けた方へ～

次の場合は、お住まいの市町村まで届け出て下さい。

- ①住所、氏名が変更となったとき
- ②手帳の所持者が死亡したとき
- ③手帳を紛失、毀損したとき

Ⅱ 医療費の助成

1 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）

都道府県の指定を受けた指定医療機関で、心身の障害の除去・軽減を図るために必要な医療を受ける際の医療費の助成を行います。医療費の原則1割が自己負担となります。

※所得に応じて月額負担上限額を設けてあります。所得が一定額以上の場合は、対象とならない場合があります。

【対象者】

- 更生医療：18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けている方で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できるもの。
- 育成医療：18歳未満の身体に障害のある児童、又はそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できるもの。（更生医療と異なり、身体障害者手帳の交付を受けていない方も対象となります。）
- 精神通院医療：通院による治療を継続的に必要とする程度の精神疾患（てんかんを含む）のある方（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていない方も対象となります。）

【対象の医療内容】

○更生医療・育成医療

- 肢体不自由・・・関節拘縮→人工関節置換術 等
- 視覚障害・・・白内障→水晶体摘出術 等
- 聴覚・音声言語そしゃく障害・・・鼓膜穿孔外耳性難聴，外傷性又は手術後に生じる発音構語障害 唇顎口蓋裂 等
- 内部障害・・・心臓機能障害→弁置換術，ペースメーカー埋込術 等
- 腎臓機能障害→人工透析，腎移植術 等
- 肝臓機能障害→肝臓移植術 等
- 小腸機能障害→中心静脈栄養法 等
- H I V →免疫療法 等

○精神通院医療

- 精神疾患・・・向精神薬，精神科デイケア 等

【申請窓口】

お住まいの市町村（障害福祉担当課） → p 28

※精神通院医療の受給者の認定は、県の精神保健福祉センターで行っています。

また、精神障害者保健福祉手帳とあわせての申請もできます。

精神通院医療の認定内容についてのお問い合わせ先

精神保健福祉センター（水戸市笠原町993-2） ☎ 0 2 9 （ 2 4 3 ） 2 9 7 1

2 医療福祉制度（マル福・重度心身障害者等医療費助成制度）

保険給付に伴う医療費の自己負担分を助成する制度です。病院等で診療を受けた場合に、医療費の自己負担分が助成されます。

【対象者】

- ①身体障害者手帳 1 級又は 2 級の方
- ②身体障害者手帳 3 級の内部障害（心臓，じん臓，呼吸器，ぼうこう・直腸，小腸，肝臓，免疫）の方
- ③身体障害者手帳 3 級かつ，知能指数 50 以下の方
- ④知能指数が 35 以下の方
- ⑤障害年金 1 級を受給している方

※所得が一定以上の場合は，対象とならない場合があります。

【対象の医療内容】

病気やけがの治療を受けた場合の，医療保険各法の規定による保険給付の患者負担分を助成します。

【申請窓口】

お住まいの市町村（障害福祉担当課） → p 28

Ⅲ 各種手当・共済・生活保護

1 特別児童扶養手当

【対象者】

20歳未満で精神・身体・知的に障害を有する児童を家庭で監護，養育している父母，もしくは父母にかわってその児童を養育している人

【手当の額と障害区分】

○1級 月額 50,400円

等級の目安：身体障害者手帳の1，2級，療育手帳の㊤，A

○2級 月額 33,570円

等級の目安：身体障害者手帳の3級，療育手帳のB

対象となる障害の程度は概ね上記のとおりです。障害者手帳（身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳）の交付を受けていない方でも，特別児童扶養手当の障害等級に該当すれば，手当の対象となります。

受給者もしくはその配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは手当は支給されません。

【申請窓口】

お住まいの市町村（障害福祉担当課） → p 28

2 特別障害者手当・障害児福祉手当

【対象者】

○特別障害者手当

身体・知的・精神に著しく重度の障害を有し，日常生活において常時特別の介護を必要とする，在宅の20歳以上の方。

○障害児福祉手当

身体・知的・精神に重度の障害を有し，日常生活において常時の介護を必要とする，在宅の20歳未満の方。

【手当額】

○特別障害者手当 月額 26,260円

○障害児福祉手当 月額 14,280円

【申請窓口】

お住まいの市町村（障害福祉担当課） → p 28

3 在宅障害児福祉手当

【対象者】

○在宅で生活する，20歳未満の重度の障害を持つ方の保護者。

【手当の額と障害区分】

○月額 3,000円程度（お住まいの市町村によって異なります。）

【申請窓口】

お住まいの市町村（障害福祉担当課） → p 28

4 心身障害者扶養共済制度

障害者の保護者が加入者となって一定の掛金を納めることにより，保護者が死亡又は身体に著しい障害を有することになった場合に，障害者に年金が支給されます。

【対象者】

次のいずれかの障害者を扶養している65歳未満の保護者の方。

- ・知的障害者
- ・身体障害者障害程度等級表の1～3級
- ・精神又は身体に永続的な障害のある方で，その障害程度が上記と同程度と認められる方

※健康状態等によっては，加入できない場合があります。

【掛金の額】

掛金（保険料）は加入時の年齢により1口当たり月額9,300円から23,300円まで7段階に分かれます。

【年金の額】

○月額 20,000円（2口の場合は月額40,000円）

【申請窓口】

お住まいの市町村（障害福祉担当課） → p 28

5 生活保護制度

生活保護は、家族全員の収入が厚生労働大臣の定める最低生活費に満たないとき、その不足分が支給されるものです。

【保護の種類】

生活費の内容により、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の8種類あります。

【申請窓口】

制度について詳しいお問い合わせは、県民センター（県民福祉課）又は市福祉事務所、町村役場民生担当へ。

課所名	担当課	住所	電話番号
福祉相談センター (県央福祉事務所)	生活保護課	水戸市三の丸 1-5-38	029-226-1512
県北県民センター	県民福祉課地域福祉室 保護担当	常陸太田市山下町 4119 常陸太田合同 庁舎内	0294-80-3320
県南県民センター	県民福祉課地域福祉室 保護担当	土浦市真鍋 5-17-26 土浦合同庁舎内	029-822-7241
県西県民センター	県民福祉課地域福祉室 保護担当	筑西市二木成 615 筑西合同庁舎内	0280-87-0224
お住まいの市町村福祉担当課			

IV 地域での生活の支援について

1 日常生活用具の給付・貸与

重度障害者の日常生活上の困難を改善，自立を支援し，かつ社会参加を促進するような用具等を給付・貸与します。

【対象者】

重度障害者等，日常生活用具を必要とする方。

【対象の品目の例】

※各市町村で異なりますので，詳しくは申請窓口でお問い合わせください。

- 視覚障害・・・点字タイプライター，電磁調理器，拡大読書器
- 聴覚障害・・・屋内信号装置，通信装置
- 肢体不自由・・・特殊便器，特殊マット，特殊寝台，入浴補助用具，体位変換機，移動用リフト
- 内部障害・・・透析液加湿器，酸素ボンベ運搬車，ネブライザー，電気式たん吸引器
- 共通・・・火災報知器，自動消火器

※市町村ごとに利用者負担や月額の上限額が設けてあります。

【申請窓口】

お住まいの市町村（障害福祉担当課） → p 28

2 補装具の購入・修理費の給付

身体上の障害を補うため，必要に応じて次の補装具の購入・修理費の給付を受けることができます。

【対象者】

身体障害者手帳の交付を受けているか障害者総合支援法による難病患者等で，補装具を必要とする方。

【対象の補装具】

- 視覚障害・・・盲人安全つえ，義眼，眼鏡など
- 聴覚障害・・・補聴器
- 肢体不自由・・・義手，義足，装具，車椅，歩行器など
- 重度両上肢及び音声言語機能障害

・・・重度障害者用意志伝達装置

※原則1割の利用者負担があります。所得に応じて、月額の上限額を設けてあります。

【申請窓口】

お住まいの市町村（障害福祉担当課） → p 28

3 障害福祉サービス事業

障害程度により、利用者が自らサービス内容を選択し、提供事業者と契約を結ぶことによりサービスを受けることができます。事前に、お住まいの市町村で「障害福祉サービス受給者証」の交付を受ける必要があります。

＜訪問系サービス＞

①居宅介護（ホームヘルプ）

障害のため日常生活に著しく支障のある障害児（者）に対し、ホームヘルパーを派遣し、入浴・排泄・食事の介護など日常生活の支援を行います。

②重度訪問介護

重度の肢体不自由者で、常時介護を必要とする障害児（者）に対して、入浴・排泄・食事の介護、外出時の移動中の介護など日常生活の支援を行います。

③同行援護

視覚障害で移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護や排せつ・食事等の介護を行います。

④行動援護

障害によって行動上著しく困難があつて、常時介護を必要とする障害児（者）に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動中の介護などを行います。

⑤重度障害者等包括支援

常時介護を必要とする障害者に対して、介護の必要性が著しく高い場合に、居宅介護などを包括的に行います。

＜日中活動系サービス＞

①生活介護

常時介護を必要とする障害児（者）で、主に昼間に障害者支援施設などで入浴・排泄・食事の介護などの日常生活の支援や、創作的活動または生産活動の機会などを提供しています。

②自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。

③就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

④就労継続支援（A型・B型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

⑤療養介護

医療を必要とする障害児（者）で、常時介護を必要とする障害児（者）に対して、主に昼間に病院や施設などで機能訓練、療養上の管理、監護、医学的管理の下での介護、日常生活上の世話などを行います。

⑥短期入所（ショートステイ）

障害児（者）を介護している家庭において、保護者が疾病等の理由により一時的に介護が困難になった時や休養する時、また、本人が生活訓練を受ける場合に、施設などで障害児（者）をお預かりし、入浴・排泄・食事の介護などを提供します。

<居住系サービス>

①共同生活介護（ケアホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

②共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

③施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

<相談支援>

○相談支援

障害者等が障害福祉サービスを適切に利用できるよう、サービス利用計画の作成を行います。（市町村または市町村から委託を受けた指定相談支援事業者が行います。）

【申請窓口】

お住まいの市町村（障害福祉担当課） → p 28

4 地域生活支援事業

障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身近な市町村を中心に各種事業が実施されています。

(1) 市町村の事業【お問い合わせ先：各市町村の障害福祉担当課】

①理解促進研修・啓発事業

市町村が地域社会の住民に対して障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

②自発的活動支援事業

交流会や社会復帰活動等、障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に支援を行います。

③相談支援事業

障害のある方や保護者などから、住まいや金銭、家族といった日常生活の問題や障害福祉サービスの利用などの相談に応じ、必要な助言や情報提供を行います。

④成年後見制度利用支援事業

障害者の権利擁護を図るため、申し立てに要する経費及び後見人の報酬等、成年後見制度の利用に要する費用の補助を行います。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

市民後見人の活用を含めた法人後見の体制の整備や活動の支援を行っています。

⑥意思疎通支援事業

聴覚障害者や視覚障害者などのコミュニケーションを支援するため、手話通訳者や要約筆記者、点訳奉仕員等の派遣などを行います。

⑦日常生活用具給付等事業

自立生活を支援するための用具等の給付又は貸与を行います。(→詳細は p 9 「日常生活用具の給付・貸与」)

⑧手話奉仕員養成研修事業

日常生活程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を行います。

⑨移動支援事業

社会生活上不可欠な外出や余暇活動などの社会参加のための外出の際の介助等を行います。

⑩地域活動支援センター

障害のある方が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流を促進する事業などを行います。

⑪その他の事業

市町村の判断により行う事業で、訪問入浴サービス事業や日中一時支援事業、社会参加促進事業等があります。

(2) 県の事業【お問い合わせ先：県障害福祉課又は各実施施設】

①専門性の高い相談支援事業

発達障害、高次脳機能障害など専門性の高い障害に関する相談支援と必要な情報提供を行っています。

・発達障害者支援センター運営事業

(→p 27 IVの<生活・その他相談先>⑬「発達障害者支援センター」をご覧ください。)

・高次脳機能障害支援普及事業

(→p 27 IVの<生活・その他相談先>⑮「県立リハビリテーションセンター」をご覧ください。)

・障害者就業・生活支援センター事業

(→p 23 IVの<職業関係>③「障害者就業・生活支援センター」をご覧ください。)

②広域的な支援事業

市町村の相談支援事業に対する支援など広域的な支援が必要な事業を行います。

③その他の事業

都道府県の判断により行う事業で、視聴覚障害者等に対する情報支援や障害

者の IT 活用支援、スポーツ大会の開催等の事業を行っています。また、サービス提供者・指導者などへの研修事業を行っています。

V 年金，税の減免，各種割引制度

1 障害年金（障害基礎年金・障害厚生年金）

【対象者】

○障害基礎年金

国民年金に加入している間に初診日（障害の原因となった病気やケガについて、初めて医師の診療を受けた日）のある病気やケガで、法令により定められた障害等級表（1級・2級）による障害の状態にある方。

初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付又は免除されていること、または初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと（保険料納付要件）が必要です。

○障害厚生年金

厚生年金に加入している間に初診日のある病気やケガで障害基礎年金の1級または2級に該当する障害の状態になったときは、障害基礎年金に上乗せして障害厚生年金が支給されます。

また、障害の状態が2級に該当しない軽い程度の障害のときは、3級の障害厚生年金が支給されます。

【お問い合わせ先】

受給の手続き・支給要件・年金額等については、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

※県では、障害年金に関する事務は行っておりません。

年金事務所名	電話番号
水戸南 年金事務所	029 (227) 3278
水戸北 年金事務所	029 (231) 2283
土浦 年金事務所	029 (824) 7169
下館 年金事務所	0296 (25) 0834
日立 年金事務所	0294 (24) 2193

2 特別障害給付金制度

【対象者】

- (1) 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
- (2) 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金，共

済組合等の加入者)の配偶者
であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日(障害の原因となる傷病について初めて医師又は歯科医師の診察を受けた日)があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障害に該当する方。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限られます。

なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金等を受給することができる方は対象になりません。

【お問い合わせ先】

受給の手続き・支給要件・年金額等については、お近くの年金事務所までお問い合わせください。年金事務所→p 15

給付金の請求書受付はお住まいの市町村(障害福祉担当課)になります。

市町村(障害福祉担当課)→p 28

3 税の減免等

①所得税・住民税の障害者控除、利子等の非課税

納税者自身または控除対象配偶者若しくは扶養親族が、所得税法上の障害者に当てはまる場合は、一定の金額の所得控除を受けることができます。

また、預貯金や国債などの利子等についても、非課税制度(障害者等のマル優、障害者等の特別マル優)があります。

②相続税の控除

相続人が85歳未満で障害者のときは、相続税の額から一定の金額を差し引きます。

③自動車税・自動車取得税・軽自動車税の減免

①心身に障害のある方が使用(所有)する自動車、②心身に障害のある方と生計を一にする方が障害者のために使用(所有)する自動車、③心身に障害のある方のために常時介護する方が使用する自動車は、一定の要件を満たす場合に自動車税、自動車取得税が減免(免除)されます。

【お問い合わせ先】

所得税、相続税、利子等の非課税・・・税務署(下表参照)

住民税、軽自動車税・・・お住まいの市町村(税務課)

自動車税、自動車取得税・・・県税事務所(下表参照)

税の種類	税務署名	電話番号 (自動音声案内)	管轄区域
所得税, 相続税, 利子等の 非課税	水戸税務署	029(231)4211	水戸市, 笠間市, 小美玉市, 東茨城郡
	日立税務署	0294(21)6346	日立市, 高萩市, 北茨城市
	土浦税務署	029(822)1100	土浦市, 石岡市, つくば市, かすみがうら市, つくばみらい市
	古河税務署	0280(32)4161	古河市, 坂東市, 猿島郡
	下館税務署	0296(24)2121	筑西市, 結城市, 下妻市, 常総市, 桜川市, 結城郡
	竜ヶ崎税務署	0297(66)1303	龍ヶ崎市, 取手市, 牛久市, 守谷市, 稲敷市, 稲敷郡, 北相馬郡
	太田税務署	0294(72)2171	常陸太田市, ひたちなか市, 常陸大宮市, 那珂市, 那珂郡, 久慈郡
	潮来税務署	0299(66)6931	鹿嶋市, 潮来市, 神栖市, 行方市, 鉾田市

税の種類	県税事務所名	電話番号	管轄区域
自動車税	水戸県税事務所	029(221)6768	水戸市, 笠間市, 小美玉市, 東茨城郡
	常陸太田県税事務所	0294(80)3314	日立市, 常陸太田市, 高萩市, 北茨城市, ひたちなか市, 常陸大宮市, 那珂市, 那珂郡, 久慈郡
	常陸太田県税事務所 高萩支所	0293(22)2019	日立市, 高萩市, 北茨城市
	行方県税事務所	0299(72)0482	鹿嶋市, 潮来市, 行方市, 神栖市, 鉾田市
	土浦県税事務所	029(822)7208	土浦市, 石岡市, 龍ヶ崎市, 取手市, 牛久市, つくば市, 守谷市, 稲敷市, かすみがうら市, つくばみらい市, 稲敷郡, 北相馬郡

	土浦県税事務所 稲敷支所	029(892)6111	龍ヶ崎市，取手市，牛久市， 守谷市，稲敷市，稲敷郡，北 相馬郡
	筑西県税事務所	0296(24)9190	古河市，結城市，下妻市，常 総市，坂東市，筑西市，桜川 市，結城郡，猿島郡
	筑西県税事務所 境支所	0280(87)1120	古河市，坂東市，猿島郡
自動車取 得税	水戸県税事務所 自動車税分室	029(247)1297	水戸・常陸太田・行方県税事 務所の管轄区域（水戸ナンバ ー）
	土浦県税事務所 自動車税分室	029(842)7812	土浦・筑西県税事務所の管轄 区域（土浦・つくばナンバー）

4 公共交通機関・県立施設入館料等の割引

① 県立施設・国立施設等の入場料等の減免

各障害者手帳を所持している方は，以下の施設等において入館料や使用料等が減免されます。障害の種類及び等級によって，該当しない場合もありますので，詳しくは各施設でご確認ください。

近代美術館，つくば美術館，天心記念五浦美術館，陶芸美術館，
植物園，自然博物館，歴史館，偕楽園好文亭，弘道館公園，
フラワーパーク，アクアワールド大洗水族館，竜神大吊橋，
つくばエキスポセンター，国営ひたち海浜公園

【お問い合わせ先】 各施設

② J R 鉄道運賃の割引（身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方 ※第1種，第2種の区分は，各手帳に記載されています。）

○第1種障害者とその介護者

・・・普通乗車券，回数券，急行券を50%割引

○第1種障害者が1名（単独）で乗車，又は第2種障害者

・・・普通乗車券を50%割引（片道100kmを超える区間）

○第1種障害者とその介護者又は12歳未満の障害者とその介護者

・・・定期乗車券（小児定期を除く）を50%割引

【お問い合わせ先】 旅客鉄道株式会社（J R）各駅

③バス運賃の割引

○身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方

各バス会社で、JR鉄道運賃と同様の割引が受けられますが、割引内容については、各バス会社で異なります。ご利用の際は、各バス会社にご確認ください。

【お問い合わせ先】 各バス会社

○精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

路線バス運賃の割引については、8事業者が実施していますが、割引運賃額等については各バス会社によって異なります。ご利用の際は、各バス会社にご確認ください。

【お問い合わせ先】

関東鉄道，茨城交通，日立電鉄交通サービス，大和交通自動車，
椎名観光バス，昭和観光バス，茨城急行自動車，朝日自動車の営業所

④国内航空路線運賃の割引（身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方）

○第1種障害者とその介護者・・・25%程度の割引

○第2種障害者・・・25%程度の割引

※割引率は、事業者や路線によって異なります。また、対象者は満12歳以上の障害者です。

【お問い合わせ先】 各航空会社支店，営業所，旅行代理店

⑤有料道路通行料金の割引

○第1種障害者（身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方）

・・・本人が運転する場合，障害者本人が車に同乗される場合

○第2種障害者（身体障害者手帳をお持ちの方）

・・・障害者本人が運転する場合

※事前に市町村において車（1台）を登録する必要があります。登録できる車の車種や所有者についても要件があります。

【申請窓口】 お住まいの市町村（障害福祉担当課） → p 28

⑥タクシー料金の割引（身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方）

※タクシーを利用する場合，料金が1割引になります。料金を支払う際に，手帳を提示してください。

【お問い合わせ先】 各タクシー会社

⑦大洗カーフェリー料金の割引（身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方）

○第1種障害者とその介護者

・・・旅客運賃を50%割引，乗用車運賃を10%割引

○第2種障害者

・・・旅客運賃を50%割引，乗用車運賃を10%割引

※乗船手続きの際に，手帳を提示してください。

【お問い合わせ先】 商船三井フェリー ☎029（267）4133

⑧NHK放送受信料の減免

○全額免除・・・障害者手帳を持っている方がいる世帯で，かつ世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合

○半額免除・・・世帯主が次の障害者手帳を持ち，かつ受信契約者の場合（視覚・聴覚障害で身体障害者手帳所持，身体障害者手帳1～2級，療育手帳㊿～A，精神障害者保健福祉手帳1級）

※お住まいの市町村の障害福祉担当課での免除事由の証明を受けたうえで，NHKに申請してください。

【お問い合わせ先】 NHKふれあいセンター ☎0570-077077

⑨携帯電話使用料の減免

障害者手帳を所持している方は，携帯電話料金の割引を受けられることがあります。割引の内容や申込み手続きについては，携帯電話事業者ごとに異なります。詳しくは，各携帯電話会社にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 各携帯電話事業者

⑩青い鳥郵便葉書の無償配布

障害者の福祉に対する理解と認識を深めるため，希望される方に，青い鳥をデザインしたオリジナル封筒に郵便葉書（20枚）をいれて，無償で配布しています。

○重度の障害者（身体障害者手帳1～2級，療育手帳㊿～A）

※お近くの郵便局でご確認のうえでお申込みください。

（受付期間：毎年4月～5月）

【お問い合わせ先】 最寄りの郵便局

⑪NTTの無料番号案内（ふれあい案内）

電話帳利用が困難な障害のある方の番号案内料が無料になります。

ご利用には，事前に登録が必要です。

○視覚障害で身体障害者手帳の交付を受けている方

○上肢，体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害で1～2級の身体障害者手帳の交付を受けている方。

○療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方。

【お問い合わせ先】 NTT ☎0120-104174

VI その他

その他サービス，各種相談窓口

<交通関係>

①駐車禁止除外指定車標章の交付

駐車禁止の区域内でも，標章の交付を受けることでほかの交通の妨げにならない限り，必要最小限の駐車が認められます。

※対象となる障害の範囲の制限があります。

【お問い合わせ先】 最寄りの警察署

②いばらき身障者等用駐車場利用証制度

障害者，高齢者，難病患者及び妊産婦の方などが，ショッピングセンターや公共施設にある身障者等用駐車場を利用しやすくするため，利用証を発行しています。

※対象となる障害の範囲の制限があります。

【お問い合わせ先】 お住まいの市町村（障害福祉担当課） → p 28

③福祉バス

障害者の社会活動の促進を図るため，障害者が車いすのままで乗れる福祉バスを提供し，機能回復訓練・研修会・レクリエーション等への参加の便宜を図っています。

・乗車定員：33名（乗務員2名含む） ・利用人員：障害者の利用者が原則として11人以上 年末年始は運休

【お問い合わせ先】

身体障害者福祉団体連合会 水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館内

☎029（241）8295

<職業関係>

①公共職業安定所（ハローワーク）

専任のワーカーが、障害者を対象とした職業相談や職業紹介を行っています。
また、年1～2回程度、障害者を対象とした就職面接会などを行っています。
※最寄りの公共職業安定所にお問い合わせください。

名 称	住 所	電 話
ハローワーク水戸	水戸市水府町 1573-1	029 (231) 6221
ハローワーク笠間	笠間市石井 2026-1	0296 (72) 0252
ハローワーク日立	日立市若葉町 2-6-2	0294 (21) 6441
ハローワーク筑西	筑西市成田 628-1	0296 (22) 2188
ハローワーク下妻	下妻市大字古沢 34-1	0296 (43) 3737
ハローワーク土浦	土浦市真鍋 1-18-19	029 (822) 5124
ハローワーク古河	古河市東 3-7-23	0280 (32) 0461
ハローワーク常総	常総市水海道天満町 4798	0297 (22) 8609
ハローワーク石岡	石岡市東石岡 5-7-40	0299 (26) 8141
ハローワーク常陸大宮	常陸大宮市野中町 3083-1	0295 (52) 3185
ハローワーク龍ヶ崎	龍ヶ崎市若柴町 1229-1	0297 (60) 2727
ハローワーク高萩	高萩市本町 4-8-5	0293 (22) 2549
ハローワーク常陸鹿嶋	鹿嶋市宮中東山 1995-1	0299 (83) 2318

②茨城障害者職業センター（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）

笠間市鯉淵 6 5 2 8 ☎ 0 2 9 6 (7 7) 7 3 7 3

就職を希望する障害のある方に対して、ハローワーク等の関係機関との連携のもとに、ご相談をお受けしています。

③障害者就業・生活支援センター

求職活動や職場定着等で支援を必要とする障害のある方や、障害者雇用に関して課題等を抱えている企業等からの相談に対応しています。

最寄りのセンターにご相談ください。

障害福祉圏域	センター名	所在地	電話番号
水戸	水戸地区障害者就業・生活支援センター	水戸市赤塚 1-1 ミオスビル 2階	029-309-6630

日立	障害者就業・生活支援センターまゆみ	日立市多賀町 1-3-6	0294-36-2878
常陸太田・ ひたちなか	障がい者就業・生活支援センターKUINA	ひたちなか市長 砂 1561-4	029-202-0777
鹿行	かしま障害者就業・生活支援センターまつぼっくり	鹿嶋市国末 1539-1	0299-82-6475
土浦	障害者就業・生活支援センターかい	石岡市鹿の子 4-16-52	0299-22-3215
つくば	つくばLSC障害者就業・生活支援センター	つくば市上郷 7563-67	029-847-8000
取手・竜ヶ 崎	障害者就業・生活支援センターかすみ	土浦市真鍋新町 1-14	029-827-1104
筑西・下妻	慶育会障害者就業・生活支援センターなかま	筑西市茂田 1740	0296-22-5532
古河・坂東	障害者就業・生活支援センター慈光倶楽部	坂東市生子 1617	0280-88-0301

④茨城県障害者ITサポートセンター

パソコンの操作を始めとした、ITに関する利用相談等を実施するとともに、パソコンボランティアを派遣し、障害者のパソコン利用のサポートを行います。

【お問い合わせ先】 社会福祉法人自立奉仕会 茨城福祉工場内
笠間市鯉淵6550 ☎0296(70)5733

<生活・その他相談先>

①障害者なんでも相談室

☎029(244)9588

障害のある方、その家族の方及び福祉施設の関係者などから日常生活における相談や権利擁護、財産管理などのご相談に、経験豊かな相談員がお答えしています。

②生活福祉資金の貸付

低所得者、障害者又は高齢者の属する世帯に対し、経済的な自立や安定した生活を送れるように資金の貸し付けを行っています。貸し付けには、対象

となる世帯について、いくつかの条件があります。

【お問い合わせ先】 お住まいの市町村の社会福祉協議会または茨城県社会福祉協議会 ☎029（241）1133

③身体障害者補助犬の給付

重度の障害者の就労等社会活動への参加を促進するため、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）を給付します。

【お問い合わせ先】 茨城県保健福祉部障害福祉課
水戸市笠原町978-6 ☎029（301）3363

④ストマ用装具（蓄便袋、蓄尿袋）の支給

オストメイト対策事業として、ストマ用装具購入の助成を行っています。

【お問い合わせ先】 茨城県保健福祉部障害福祉課
水戸市笠原町978-6 ☎029（301）3363

※申請手続きは、お住まいの市町村を経由して、各県民センターへ行きます。

⑤身体の不自由な方々のための結婚相談

身体に障害のある方の、結婚に関する各種相談に応じています。

【お問い合わせ先】 社団法人 茨城県身体障害者福祉協議会
水戸市千波町1918茨城県総合福祉会館2階☎029（243）7010

⑥茨城県難病相談・支援センター

難病に悩む方々からの相談をお受けしています。

【お問い合わせ先】 茨城県難病相談・支援センター
つくば市天久保2-1-1筑波大学附属病院内B棟350号室
☎029（853）3610

⑦障害者歯科治療センター

障害（児）者の歯科治療を行っています。

【お問い合わせ先】

- ・茨城県身体障害者小児歯科治療センター（略称：水戸口腔センター）

茨城県歯科医師会館内 水戸市見和2-292-1

☎029（254）4177

- ・茨城県土浦心身障害者歯科治療センター（略称：土浦歯科治療センター）

土浦保健センター内 土浦市下高津2-7-27

☎029（822）3835

- ・ 日上市心身障害者歯科診療所

日上市太陽の家内 日上市助川町 5-10-20

☎ 0294 (24) 1748

⑧福祉相談センター 水戸市三の丸 1-5-38 ☎ 029 (221) 4992

身体または知的障害のある方、及びその家族などの関係者からの様々な相談に対し、医師・理学療法士・看護師・身体障害者福祉司などの専門スタッフが対応して、必要な助言や技術的援助、または情報提供を行います。

⑨児童相談所

18歳未満の方について、療育手帳や施設入所、その他全般的な相談を行っています。(→ p 2～3に各児童相談所の連絡先を掲載しています。)

⑩保健所

地域住民の健康の保持・増進等のための各種事業を実施しています。

保健所名	所在地	電話番号	管轄市町村
水戸保健所	水戸市笠原町 993-2	029-241-0100	水戸市, 笠間市, 小美玉市, 茨城町, 大洗町, 城里町
ひたちなか保健所	ひたちなか市新光町 95	029-265-5515	ひたちなか市, 東海村
常陸大宮保健所	常陸大宮市姥賀町 2978-1	0295-52-1157	常陸太田市, 常陸大宮市, 那珂市, 大子町
日立保健所	日上市助川町 2-6-15	0294-22-4188	日上市, 高萩市, 北茨城市
鉾田保健所	鉾田市鉾田 1367-3	0291-33-2158	鉾田市, 行方市
潮来保健所	潮来市大洲 1446-1	0299-66-2114	鹿嶋市, 潮来市, 神栖市
竜ヶ崎保健所	竜ヶ崎市 2983-1	0297-62-2161	龍ヶ崎市, 取手市, 牛久市, 守谷市, 稲敷市, 河内町, 利根町
土浦保健所	土浦市下高津 2-7-46	029-821-5342	土浦市, 石岡市, かすみがうら市, 美浦村, 阿見町
つくば保健所	つくば市松代 4-27	029-851-9287	つくば市, つくばみらい市
筑西保健所	筑西市二木成 615 筑西合同庁舎内	0296-24-3911	筑西市, 結城市, 桜川市
常総保健所	常総市水海道森下町 4474	0297-22-1351	常総市, 坂東市, 下妻市, 八千代町
古河保健所	古河市北町 6-22	0280-32-3021	古河市, 五霞町, 境町

- ⑪精神保健福祉センター 水戸市笠原町993-2 ☎029(243)2971
精神保健相談や診療を行っております。不登校、摂食障害などの思春期相談のほかアルコール依存症や薬物依存症に関する相談も受け付けています。
精神障害者保健福祉手帳の交付及び自立支援医療(精神通院)の受給者証の認定も行っています。
- ⑫ひきこもり相談支援センター 水戸市笠原町993-2精神保健福祉センター内
☎029(244)1571
社会福祉士、精神保健福祉士の専門コーディネーターがひきこもりについてご相談に応じます。
- ⑬発達障害者支援センター 茨城町小幡北山2766-37
☎029(219)1222
自閉症やアスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥・多動性障害などの発達障害のある方への相談支援を行っています。
- ⑭茨城県母子保健センター 水戸市緑町3-5-35茨城県看護協会内
☎029(221)1553
子育て中の不安や悩み、お子さんの心身面や発達障害に関することの相談に応じています。
- ⑮県立リハビリテーションセンター 笠間市鯉淵6528-2
☎0296-78-2605
高次脳機能障害(交通事故による外傷性脳損傷や脳卒中による脳血管障害などの後遺症として、記憶や感情などの脳の機能が損なわれる障害)に関するご相談をお受けしています。
- ⑯県立聴覚障害者福祉センターやすらぎ 水戸市住吉町349-1
☎029(248)0029
手話通訳者・要約筆記者の養成・派遣や字幕入りビデオの制作や字幕・手話入りビデオテープの貸出行っているほか、聴覚障害者のいろいろな相談に応じています。
- ⑰県立視覚障害者福祉センター・点字図書館 水戸市袴塚1-4-64
☎029(221)0098
視覚障害者のための各種相談、点字・録音図書の貸し出しをはじめ、点訳奉

職員、朗読奉仕員などボランティアの養成を行っています。

⑱茨城県障害者権利擁護センター

障害者に対する虐待を防止するために、通報や相談を受け付けます。
市町村の障害者虐待センターの紹介も行っています。

【お問い合わせ先】

水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館2階

☎029-353-8663

⑲法テラス

法テラス茨城 水戸市大町3-4-36

☎050(3383)5390

法的問題の相談をお受けしています。

⑳成年後見センター

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート茨城支部

水戸市五軒町1-3-16 ☎029(302)3166

センターに登録した司法書士が、障害等で判断能力が不十分な方の財産管理や福祉サービスの利用に際して契約や財産分割などの法律行為の支援を行うための成年後見制度のサポートをしています。

<各市町村担当課>

市町村名	障害福祉担当課	住 所	電 話
水戸市役所	障害福祉課	水戸市中央 1-4-1	029 (232) 9173
日立市役所	障害福祉課	日立市助川町 1-1-1	0294 (22) 3111
土浦市役所	障害福祉課	土浦市下高津 1-20-35	029 (826) 1111
古河市役所	障害福祉課	古河市駒羽根 1501	0280 (92) 4919
石岡市役所	社会福祉課	石岡市石岡 1-1-1	0299 (23) 1111
結城市役所	社会福祉課	結城市結城 1447	0296 (34) 0438
龍ヶ崎市役所	社会福祉課	龍ヶ崎市 3710	0299 (64) 1111
下妻市役所	福祉課	下妻市本城町 2-22	0296 (43) 2111
常総市役所	社会福祉課	常総市水海道諏訪町 3222-3	0297 (23) 2111
常陸太田市役所	社会福祉課	常陸太田市金井町 3690	0294 (72) 3111
高萩市役所	社会福祉課	高萩市本町 1-100-1	0293 (23) 7030
北茨城市役所	社会福祉課	北茨城市磯原町磯原 1630	0293 (43) 1111
笠間市役所	社会福祉課	笠間市中央 3-2-1	0296 (77) 1101
取手市役所	障害福祉課	取手市寺田 5139	0297 (74) 2141
牛久市役所	社会福祉課	牛久市中央 3-15-1	029 (873) 2111
つくば市役所	障害福祉課	つくば市苅間 2530-2 (研究学園D32 街区2 画地)	029 (883) 1111
ひたちなか市役所	障害福祉課	ひたちなか市東石川 2-10-1	029 (273) 0111
鹿嶋市役所	生活福祉課	鹿嶋市平井 1187-1	0299 (82) 2911
潮来市役所	介護福祉課	潮来市辻 626	0299 (63) 1111
守谷市役所	社会福祉課	守谷市大柏 950-1	0297 (45) 1111
常陸大宮市役所	福祉課社会福祉 グループ	常陸大宮市中富町 3135-6	0295 (52) 1111
那珂市役所	社会福祉課障害 者支援グループ	那珂市福田 1819-5	029 (298) 1111
筑西市役所	障害福祉課	筑西市下中山 732-1	0296 (24) 2111
坂東市役所	社会福祉課	坂東市山 2730	0297 (35) 2121
稲敷市役所	社会福祉課	稲敷市柴崎 7427	029 (892) 2000

かすみがうら市役所	社会福祉課	かすみがうら市上土田 461	0299 (59) 2111
桜川市役所	社会福祉課	桜川市岩瀬 64-2	0296 (75) 3111
神栖市役所	障がい福祉課	神栖市溝口 4991-5	0299 (90) 1137
行方市役所	社会福祉課	行方市玉造甲 404	0299 (55) 0111
銚田市役所	社会福祉課	銚田市銚田 1444-1	0291 (33) 2111
つくばみらい市役所	社会福祉課	つくばみらい市福田 195	0297 (58) 2111
小美玉市役所	社会福祉課 障害福祉係	小美玉市上玉里 1122	0299 (48) 1111
茨城町役場	社会福祉課	東茨城郡茨城町小堤 1080	029 (292) 1111
大洗町役場	福祉課 社会福祉係	東茨城郡大洗町磯浜町 6881-275	029 (267) 5111
城里町役場	健康福祉課	東茨城郡城里町石塚 1428-25	029 (240) 6550
東海村役場	介護福祉課 障がい支援担当	那珂郡東海村舟石川駅 東 3-9-33 なごみ東海村 総合支援センター内	029 (287) 2525
大子町役場	福祉課 社会福祉 グループ	久慈郡大子町大子 866	0295 (72) 1117
美浦村役場	福祉介護課	稲敷郡美浦村受領 1515	029 (885) 0340
阿見町役場	障害福祉課	稲敷郡阿見町阿見 4671-1	029 (888) 2943
河内町役場	福祉課	稲敷郡河内町源清田 1183	0297 (84) 2111
八千代町役場	福祉保健課 社会 福祉係	結城郡八千代町菅谷 1170	0296 (49) 3941
五霞町役場	健康福祉課	猿島郡五霞町小福田 1162-1	0280 (84) 1111
境町役場	福祉課	猿島郡境町境 391-1	0280 (81) 1305
利根町役場	福祉課	北相馬郡利根町布川 841-1	0297 (68) 2211



障害者福祉のしおり（平成25年4月発行）

茨城県保健福祉部障害福祉課

電話：029（301）3368

FAX：029（301）3371

E-mail：shofuku-seishin@pref.ibaraki.lg.jp

URL：<http://www.pref.ibaraki.jp/>

bukyoku/hoken/shofuku/shofuku.htm

（お住まいの市町村）